

鹿島市発注工事における現場代理人の取扱いについて

鹿島市が発注する建設工事に係る請負契約の的確な履行を確保するため、市が発注する建設工事に設置される現場代理人について必要な事項を定めましたので、お知らせします。

記

1 他の工事の現場代理人との兼任を認める要件

- (1) 兼任できる工事は、本工事のほか2件までとする。ただし、災害復旧工事1件については、金額の上限を設けず追加して兼任可能とする。
- (2) 兼任できる工事は、原則として市発注工事とする。ただし、佐賀県発注工事において、佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、市発注工事との兼任ができるものとする。
- (3) 兼任する工事は、すべて鹿島市内とする。
- (4) 兼任する工事の請負金額の合計は、当初契約額（消費税込）で7,000万円未満とする。ただし、次の工事を含まないものであること。
 - ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事
 - イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事
- (5) 工種の限定は行わない。
- (6) 現場代理人は、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとることができ、発注者又は監督員が求めた場合には、当該工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (7) 上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないこと。

2 他の工事の現場代理人との兼任手続き

現場代理人が他の工事の現場代理人と兼任する場合には、契約時に提出する「現場代理人等通知書」と同時に、別紙「現場代理人兼任届出書」を兼任する全ての工事等の発注者に提出すること。

3 当該工事の主任（監理）技術者との兼任

- (1) 現場代理人は、当該工事の主任（監理）技術者を兼ねることができる。

この場合は、建設業法第26条に定める主任（監理）技術者の資格要件を満たさなければならない。
- (2) 現場代理人が当該工事の主任（監理）技術者を兼任している場合において、現場代理人については、発注者の承諾を得て工事途中で交代することができるが、主任（監理）技術者の交代については、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」の『監理技術者等の途中交代』の要件によるものとする。

4 現場代理人の要件

- (1) 現場代理人は、建設業法(昭和24年法律第100号)で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているもので、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更や契約の解除等を除く。）を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人のことを

いう。

- (2) 現場代理人には、必要な資格要件はないが、受注者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

5 現場代理人の設置

- (1) 受注者は、鹿島市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第1項第1号に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。
- (2) 現場代理人は、請負契約ごとに1名とする。ただし、近接工事の要件に該当し、発注者が複数の請負契約にかかる工事現場の兼任を認めた場合は、この限りではない。
- (3) 現場代理人は、発注者の承諾を得て交代することができる。
- (4) 現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。この場合の常駐とは、工事現場稼働中は、常に現場又は現場事務所に滞在することをいう。

6 その他

- (1) 受注者が、現場代理人を兼任させる場合は、受注者自らの責任により行うものとする。
- (2) 兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円未満の工事であっても、現場条件等で現場代理人が兼任することが困難であると市が判断した場合は兼任を認めない。
- (3) 提出された「現場代理人等通知書」または「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。

7 適用日

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和2年11月1日以降に契約を行う工事に適用する。